

錦江町農業委員会 7月総会議事録

- 開催日時 平成30年7月24日（金） 午後1時30分から
- 開催場所 錦江町役場 会議室
- 出席委員（農業委員14人、農地利用最適化推進委員9人）

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	鈴 一麿
委員	3番	安水 純一
〃	5番	徳永 哲朗
〃	6番	坂元 博美
〃	7番	寺田 郁哉
〃	8番	鍋 康博
〃	9番	元丸 敏朗
〃	10番	貫見 和洋
〃	11番	毛下 利美
〃	12番	内菌 雄治
〃	13番	宿利原 進
〃	14番	本釜 好子
〃	15番	平原 榮

農地利用最適化推進委員

〃	内菌 政文
〃	山中 徹
〃	水流 佳文
〃	竹原 政洋
〃	安水 峯晴
〃	西川 健児
〃	折小野 道男
〃	横原 利己
〃	弓指 義洋

○欠席委員

委員	4番	鳥越 秀一
----	----	-------

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 川越 正治

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

同意第 1号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第17号 農地法第4条許可申請について

議案第18号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利
用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議 長	<p>只今より平成30年7月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日は鳥越委員が欠席であります。錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に12番 内菌委員と13番 宿利原委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>同意第1号 農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは同意第1号について説明いたします。</p> <p>空席となっております、川原地区の農地利用最適化推進委員に、鶴園自治会在住の弓指義洋氏を委嘱したいので、農業委員会の同意を求めるものでございます。</p> <p>お手元に応募状況を記した用紙を配布してありますので、そちらの方もお目通しください。</p> <p>弓指氏は川原地区において、水稻、レンコン、露地野菜など手広く農業をされている方です。</p> <p>就農の方は平成23年度からの就農ということになっております。現在、川原地区で手広く農業をされている方でございます。よろしくをお願いいたします。以上です。</p>

	ただいま、事務局から説明がありましたが、ご意見等はありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	意見等が無いようですので、これから、同意第1号を採決します。 お諮りします。 弓指義洋氏を、農地利用最適化推進委員に委嘱することにご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがって、弓指義洋氏を、農地利用最適化推進委員に委嘱すること決定しました。
議長	しばらく休憩します。
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。
議長	次に議案第17号 農地法第4条許可申請についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは議案第17号について説明いたします。 先ず、受付番号3号は、農業用施設への転用申請となっています。 申請者は、M・Kさん、M自治会在住の方です。 申請地は、神川字牧原一7151番1、地目は畑、地積は18,817㎡のうち1,062㎡となっています。 5頁から10頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。 この件の担当調査員は13番 宿利原委員です。 以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を13番 宿利原委員をお願いします。

13番 宿利原委員	M・Kさんは新規耕作者で、後継者として畜産を始めています。それで今ある畜舎の方が手狭になり、隣に牛舎を作りたいということで話がありまして、何も問題はないかと思えますけれども、審議の方をよろしくお願ひいたします。
議 長	ありがとうございました。 ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
9 番 元丸委員	年齢は何歳ですか。
13番 宿利原委員	24歳です。
議 長	他にありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第17号を採決します。 お諮りします。 議案第17号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第17号については、原案のとおり決定しました。
議 長	次に、議案第18号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請についてを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案第18号について説明いたします。 先ず受付番号74号の貸し人はT・Kさん、K自治会在住の方です。

申請地は神川字真手ケ山4602番1、地目は畑、地積は2,023㎡となっています。

貸付期間は平成30年7月26日から平成35年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、T・Kさん、K自治会在住の方です。

T・Kさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者2名、自作地509㎡、小作地9,723㎡で、甘藷、水稻、馬鈴薯を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、耕運機、軽トラック各2台、田植機、バインダー、ハーベスター各1台となっています。

次の受付番号75号の貸し人はK・Tさん、K市在住の方です。

申請地は神川字原田3216番2、地目は田、地積は662㎡となっています。

貸付期間は平成30年7月26日から平成35年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、F・Yさん、K自治会在住の方です。

F・Yさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者1名、小作地6,780㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、定植機、軽トラック各1台となっています。

受付番号74号、75号の担当調査員は、5番 徳永委員です。

次の受付番号76号から80号の貸し人はM・Kさん、A自治会在住の方です。

申請地は76号が神川字矢田郎落シ1720番2、地目は畑、地積は4,051㎡のうち1,000㎡、77号が神川字矢田郎落シ1722番、地目は畑、地積は3,321㎡のうち2,155㎡、78号が神川字矢田郎落シ1725番1、地目は畑、地積は9,407㎡のうち7,900㎡、79号が神川字矢田郎落シ1725番2、地目は畑、地積は3,170㎡のうち2,057㎡、80号が神川字五ツ割1632番1、地目は畑、地積は5,380㎡のうち3,800㎡で、5筆の合計は16,912㎡となっています。

貸付期間は平成30年7月25日から平成33年12月14日までで、小作料金は全部で34万円となっています。

借り人は、N・Y子さん、K自治会在住の方です。

N・Yさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者3名、自作地16,252㎡、小作地27,564㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター4台、トラック2台、コンバイン、田植機各1台となっています。

受付番号76号から80号までの担当調査員は、14番 本釜委員です。

	<p>次の受付番号81号、82号の貸し人はT・Eさん、H自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、81号が田代麓字洗切2053番3、地目は田、地積は561㎡、82号が田代麓字洗切2054番3、地目は田、地積は355㎡で、2筆の合計は916㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成30年7月25日から平成35年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。</p> <p>借り人は、Y・Hさん、Y自治会在住の方です。</p> <p>Y・Hさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地8,467㎡、小作地104,995で、肉用牛を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は250日で、農業機械の所有状況は、トラクター、モア各2台、テッダー1台となっています。</p> <p>受付番号81号、82号の担当調査員は、折小野推進委員です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号74号、75号について、5番 徳永委員お願いいたします。</p>
<p>5番 徳永委員</p>	<p>はい。説明します。</p> <p>74番の件ですが、この畑は3年前まで、直接契約で作っていたところなんですけれども、借りていた人が、作る作ると言いながら、この3年間結果として放棄地となったところなんです。新しく農業委員会を通じて探してくれということでしたので、規模拡大を考えていた借り人のT・Kさんと話がついて、利用権設定を結ぶことになりました。3年間放置されていたものですから、周囲に木が生え、畑が雑草に覆われているということから、重機を入れて再度撤去しなければならない、そういう費用等を考えて5年間の使用貸借という契約ですことにしました。Kさんの農業に対する考え方は、借りているところも含めて、綺麗に耕作している考えの元でやっておられます。ご夫婦で手広くされておりますが、何ら周囲に迷惑をかけるような耕作状況ではありませんので、これで良いかと思っております。</p> <p>75番のK・Tさんの田んぼですが、ここも直接契約で約10年間田んぼを耕作しておられた方が、高齢化ということで続けられないということになりまして、Kさんの方から、今回は新しく農業委員会を通じて契約したいと、ただ田んぼを荒らさなければ良いということの条件で話がありましたので、F・Yさんと交渉しまして、使用貸借で良ければということでも話がつきました。5年間です。Fさんの方も借地を使っているいろいろと耕作されておりますが、まだ若くて元気でやっておられますので問題ないかというふうに考えております。</p>

	2件とも使用貸借で話がついております。以上です。
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号76号から80号までについて、14番 本釜委員お願いいたします。</p>
14番 本釜委員	<p>報告いたします。</p> <p>76番から80番なのですが、地籍面積は水利組合で測られた面積となっております。小作料金の方は1反2万円で、年34万円ということで決まりました。</p> <p>N・Yさんは、認定農業者でもあり、何ら問題はないと考えます。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号81号、82号について、折小野推進委員お願いいたします。</p>
折小野 推進委員	<p>はい。報告します。</p> <p>場所は、田代の麓の表木集落内です。Tさんは29年度まで田んぼを作っておられたんですけども、旦那さんが亡くなったということで、貸したいということでY・Hさんの方をお願いをしました。Y・Hさんは今、成牛を35頭ぐらい飼っておられるということで、息子さんと2人でやっつけいらっしやいますけれども、2人とも認定農業者で共同経営になっております。今も新しい畜舎を建設中で、もっと増やしたいということで、飼料を作る田んぼが必要だということで、借りてもらうことにいたしました。何ら問題もないと思いますので、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第18号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第18号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)

議 長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第18号については、原案のとおり決定しました。
議 長	以上で、平成30年7月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

12番

13番

議事録調整者 窪 和人